

高額所得者の場合の財産分与、婚姻費用・養育費算定はどうなる？
標準算定表の上限年収を超えたときの算定方法は？

54の具体的なケースや裁判例、オリジナル「高額算定表」で解説！

ケース
スタディ

多額の資産 をめぐる離婚の実務

財産分与、婚姻費用・養育費の高額算定表

弁護士 三平聡史 著

2020年5月刊 A5判 260頁 本体2,900円+税 978-4-8178-4643-3 商品番号：40814 略号：資産離

- 不動産や会社支配権、その他高額資産を専門的に扱う弁護士が、高額所得者の離婚に伴う、財産分与、婚姻費用・養育費に関する問題の解決策を提示。
- 高額所得者の場合に影響しうる、資産形態、収入の内容、当事者属性、家族関係などの事情を踏まえた54の具体的なケースと関連する裁判例（概要）を紹介。
- 様々なケースや裁判例を通じて、分与対象財産としての扱い方や分与割合、費用の算定における計算方法、判断プロセスを学べる。
- 標準算定表の上限年収を超える部分について、著者がこれまでの判例・学説の研究、実務経験をもとに作成した算定表「高額算定表」を使い方の解説とともに収録。

【主な収録内容】

第1 証拠（資料）の収集

財産分与・養育費・婚姻費用に関する証拠収集

第2 財産分与

- 1 夫または妻名義の個人事業の資産の扱い
- 2 法人の財産の扱い
- 3 第三者名義の財産（事業）の扱い
- 4 実家からの財産譲渡（経済的援助）の扱い
- 5 実家への経済的援助・送金（夫婦共有財産の逸失）の扱い

第3 標準算定方式・算定表の「改定」について

- 1 標準算定方式・算定表の「改定」の公表
- 2 標準算定方式・算定表の「改定」の概要
- 3 変更した統計データの内容
- 4 変更した生活費指数の内容

第4 婚姻費用・養育費

- 1 高額所得者の婚姻費用・養育費の計算方法
- 2 婚姻費用の上限金額について
- 3 特有財産からの収入（賃料収入・金融資産の取引の利益）の扱い

- 4 自己都合での退職・転職による収入減少
- 5 意図的な低収入（収入減少）
- 6 事業所得者の総収入の認定
- 7 収入の変動の扱い
- 8 公的資料から総収入を特定できないケースにおける特殊な推定方法
- 9 給与所得と事業所得の混在（換算）
- 10 別居の際の夫婦共有財産の持出しの扱い
- 11 住居費の負担がないことの扱い
- 12 私立学校・大学の学費や塾・予備校・習い事の費用の扱い
- 13 養育費の支払の終期（婚姻費用に子の生活費を反映する終期）
- 14 他の扶養家族との関係
- 15 権利者の収入が義務者よりも高いケースの養育費の計算
- 16 有責配偶者からの離婚請求（実質的な婚姻費用の前払い）
- 17 婚姻費用・養育費の変更

資料 高額算定表

- 1 高額算定表について
- 2 婚姻費用の高額算定表
- 3 養育費の高額算定表
- ・ 算定表1～10 婚姻費用 (1)～(10)
- ・ 算定表11～19 養育費 (1)～(9)

CASE 19 給与所得7000万円の義務者の基礎収入割27%を使った（養育費） 事案の概要

男性（夫）と女性（妻）は婚姻し、2人の子をもうけました。夫は会社経営者であり、給与所得（役員報酬）が6500万円500万円でした。一方、妻は専業主婦でした。やがて、夫の不興が発覚し、夫婦の仲が悪くなり、妻が子（0）を引き取って離婚するという方向で協議が進みました。しかし、養育費について意見が対立しました。

《争点（見解の違い）》

夫：標準算定表の上限（28～30万円）が妥当である。

妻：標準算定方式により計算すべきである。
 $7000万円 \times 基礎収入割合 34\% = 2380万円$
 $2380万円 \times (55 + 55) / (55 + 55 + 100) \approx 1247万円$
 $1247万円 / 12 = 104万円$

結論 調停成立

離婚する。
標準算定方式によって養育費を計算する。
基礎収入割合として27%を用いる。
養育費は月額82万円とする。

合意成立のポイント

1 婚姻費用に準じた考え方の採用

養育費については、標準算定表の上限を用いることがし、本ケースでは夫に有責性（不貞）があり、夫側の意離婚が認められない状況でした。妻側としては、離婚に様の生活費の負担を前提に、任意に離婚に応じるというそこで、夫側は、養育費について、婚姻費用と同じ考とを承服しました。その上で、算定方法について交渉が

4 計算内容

標準算定方式を用いて単純に計算すると次のようになります。

$7000万円 \times 基礎収入割合 27\% = 1890万円$
 $1890万円 \times (55 + 55) / (55 + 55 + 100) = 990万円$
 $990万円 / 12 = 82.5万円$

5 微調整

実際には、義務者の年収は、直近年度では約7000万円より前の数年については7000万円を下回っていました。主には直近年度だけが偶然に高かったと思える状況でした。主計算上の養育費月額のうち、1万円未満の端数をカットするりました。

参考裁判例 12 年収6172万円の義務者（医師）の基礎収入割合を27%とした福岡高決平成26年6月30日（養育費変更）判タ1410号100頁・判時2250号25頁・家判1号88頁

- ① 事案の概要
- ② 争点（見解の違い）
- ③ 結論
- ④ 合意成立のポイントの流れで解説！